

介護保険

お問合せ
福祉介護課介護保険係

介護保険料の納入通知書・ 決定通知書を送付します

このたび、65歳以上の方の介護保険料が決定しました。介護保険制度は、介護の負担を社会全体で支え合い、安心して暮らすための制度です。制度が円滑に運営されるよう、保険料の納入にご協力をお願いします。

◎平成26年度の介護保険料

【保険料の基準額】月額4,000円（平成24～26年度）

所得段階	対象となる方	保険料（年額）
第1段階	本人および世帯員全員が住民税非課税であって、老齢福祉年金の受給者・生活保護の受給者である方	4,000円×12カ月×0.50=24,000円
第2段階	本人および世帯員全員が住民税非課税であって、合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方	4,000円×12カ月×0.50=24,000円
第3段階	本人および世帯員全員が住民税非課税であって、第1段階および第2段階に該当しない方	4,000円×12カ月×0.75=36,000円
第4段階	世帯に住民税課税者がいるが、本人が住民税非課税で合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方	4,000円×12カ月×0.85=40,800円
第5段階	世帯に住民税課税者がいるが、本人が住民税非課税で第4段階に該当しない方	4,000円×12カ月×1.00=48,000円
第6段階	本人が住民税課税で合計所得金額が200万円未満の方	4,000円×12カ月×1.25=60,000円
第7段階	本人が住民税課税で合計所得金額が200万円以上の方	4,000円×12カ月×1.50=72,000円

◎介護保険料の納め方

介護保険料の納め方は、受給している年金（基礎年金以外に障害年金・遺族年金も含まれます）の額によって2種類に分けられます。

■特別徴収（年金受給額が年額18万円以上の方）…「年金からの天引き」によって納めます。

介護保険料の年額を、年6回（4・6・8・10・12・2月）に分けて年金から天引きします。介護保険料は6月の住民税確定にあわせてその年度の保険料を確定するため、4・6・8月は暫定的な額（前年度2月に徴収した額）での徴収（仮徴収）となります。また、保険料確定後の10・12・2月の額が4・6・8月の額から大きく変動する場合は、8月の納付額を増減させ、年間を通じて保険料をできるだけ均等にする措置（平準化）をいたします。

*年金受給額が年額18万円以上でも一時的に納付書で納める場合があります。

*今年度の介護保険料が確定した後、8月に決定通知書を送付します。所得段階をご確認ください。また、来年度の仮徴収額（平成27年4・6・8月分）もあわせて記載されています。

■普通徴収（年金受給額が年額18万円未満の方）…「納入通知書」または「口座振替」で納めます。

介護保険料の年額を納期限にあわせて「納入通知書」または「口座振替」で納めます。村より7月上旬に年間分（全8期分）の納入通知書を送付しますので、取扱金融機関にて納めてください。

	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
納期限	7月31日	9月1日	9月30日	10月31日	12月1日	12月25日	2月2日	3月2日

介護保険料の年額が確定した後でも、本人および世帯員の昨年度の所得や課税状況に変更が生じたり、本人が転出または亡くなられた場合は、介護保険料の年額が変更になる場合があります。